

# 松本市移住推進活動交付金のご案内

この交付金は、市への移住を希望する方々を温かく迎え、定住を促進するための地域活動を支援するものです。地域の皆さんと行政、民間事業者が協力して移住者を受け入れる団体活動の促進を目的としています。

## 対象地域は？

- ▶ 都市計画区域外（四賀、安曇、奈川地区）
- ▶ 市街化調整区域内（梓川、笹賀、島内、岡田、本郷、里山辺、入山辺、庄内地区神田、芳川、中山、寿、内田、今井、神林、和田、新村、島立、波田地区）

## どんな団体が対象ですか？

- 対象の団体は、上記の区域内で活動する以下の団体とします。
- ▶ 地域づくり協議会や町会などで構成する協議組織
  - ▶ 町会などと連携して地域づくり活動を行う非営利活動法人や地域づくり団体

## 交付の条件はありますか？

- 次の条件をすべて満たす必要があります。
- ▶ 地区で移住者を受け入れることについて、地区または協議組織の同意があること。
  - ▶ 移住者の相談に応じ、適切な助言や協力ができる人材がいること。
  - ▶ 地域住民と移住者が共に活動できる体制が整っていること。
  - ▶ 宅地建物取引業者と連携できていること。
  - ▶ 松本市主催の移住関連イベントに積極的に協力できること。

## 対象となる活動は？

- ▶ 地区内での移住相談・案内活動
- ▶ 移住PRイベントの開催
- ▶ 空き家情報の収集や相談対応
- ▶ その他、市が認める移住推進活動



## 対象となる経費は？

○上記の活動に必要なと市長が認める経費です。

- ▶ イベント開催費用 ▶ 委託料 ▶ 広告宣伝費 など
- （施設使用料、チラシ印刷等）（HP作成等）（新聞、雑誌、WEB広告等）



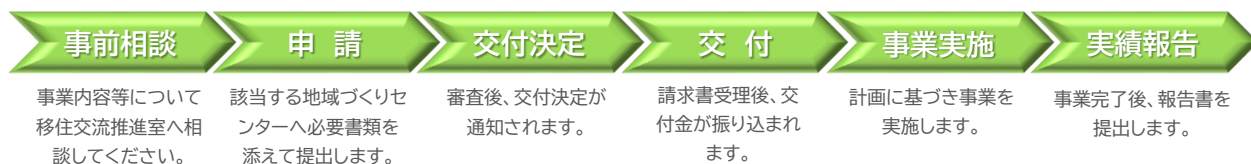
## いくら交付されますか？

- ▶ 1団体につき、最大年額300,000円

## 申請書類はありますか？

- ▶ 交付申請書 ▶ 団体の規約及び構成員が分かる書類 ▶ 団体の予算書
- ▶ 町会連合会又は協議組織の同意書 ▶ その他市長が必要と認める書類

## 交付申請の流れは？



## 問い合わせ先

松本市役所 総合戦略局 移住交流推進室  
〒390-8620 松本市丸の内3-7（本庁舎1階）  
TEL：0263-34-3193 E-mail：matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp

要綱等はこちらから→

